

諮 問 書

宮ま第 123 号
平成22年7月12日

一宮町総合計画審議会長 様

一宮町長 玉川孫一郎

一宮町総合計画(基本構想・基本計画)について(諮問)

標記の件につきまして、一宮町総合計画審議会設置条例(平成3年6月18日条例第13号)第2条の規定に基づき、一宮町総合計画(基本構想・基本計画)について、貴審議会に意見を求めます。

答 申 書

平成22年9月2日

一宮町長 玉川孫一郎 様

一宮町総合計画審議会
会長 秦 重悦

一宮町総合計画(基本構想及び基本計画)素案について

平成22年7月12日付をもって、貴職から諮問のありました次期一宮町総合計画「基本構想及び基本計画(素案)」について、本審議会では慎重に審議を尽くした結果、次のとおり答申します。

平成4年に策定されたこれまでの総合計画は、経済成長を背景に人口の増加と公共サービスの拡大を基調とするものでした。しかし、一宮町を取り巻く状況は大きく変化しており、国が進める地域主権や教育、社会保障などの制度改革も不確実な状態が続いています。こうした時代潮流の中でも、活力に満ちた住みよいまちを構築していくためには、本町の恵まれた自然環境や歴史・文化・都市基盤など、地

域特性を生かしたまちづくりを推進することが必要です。

また、今日の厳しい財政状況の下、地域主権の進行により町の施策が町民生活に与える影響は今以上に大きくなるものと考えられます。このようなまちづくりを着実に進めるためには、地域力・住民力を活かしながら、持続可能なまちづくりに取り組むことが重要です。本審議会は、このような基本的な考え方から、「基本構想及び基本計画（素案）」の内容については、概ね妥当なものとの意見に達したのでここに答申します。

なお、計画の実施に当たっては、次の事項に十分配慮するよう要望します。

記

1. 計画の趣旨や内容を周知徹底し、町民の理解の基に推進すること。
2. 住民参加や住民協働については、行政と住民の役割分担を明確にすること。
3. 計画の実施に必要な財源の確保に努めるため、財政健全化計画を立て行政改革を推進すること。
4. 国、県等に計画推進の協力が得られるよう積極的に働きかけを行うこと。
5. 一宮町をとりまく社会経済情勢の変動に十分留意し、周辺市町村との連携を図りつつ、一宮町らしい特色と活力あるまちづくりを推進すること。
6. 本町で長年引き継がれてきた習慣、地域の風習、地域や各種団体が歩んできた歴史的経緯を最大限尊重すること。
7. 公募委員の選定については選定方針や審査基準を設けること。
8. ボランティアについては、長期的な活動が出来る環境を整備すること。
9. 自治基本条例は、既存条例が効果的に運用され、行政・議会・住民がそれぞれの役割を果たせば、必要のない条例と判断することから削除すること。